

盛岡市立高等学校図書館及び視聴覚機器に関する利用規程

1 総則

(1) 目的 この規程は、本校図書館の適切な運営と利用を確保することを目的とする。

2 開館時間

(1) 平日 9：00～17：00 とする。

(2) 休日 休館とする。ただし、学校行事や特別な事情により変更する場合がある。

(3) 長期休業中の開館についてはその都度定める。

3 貸出サービス

(1) 貸出資料 資料全般（ただし新聞、雑誌最新号、参考図書等禁帯出のものを除く）

(2) 貸出期間 生徒通常2週間、教職員通常1か月とする。

(3) 貸出制限 1人5冊までとする。

(4) 貸出手続き 身分証明証と資料をカウンターに提出する。

(5) 係職員が承認した場合は、上記によらず貸出をすることがある。

4 資料の利用

(1) 開架図書館内の資料は自由に閲覧できる。

(2) 閲覧室に設置されたコンピュータ等は、学習や研究目的に限り、自由に使うことができる。
ただし、設定等を変えることはできない。

(3) 書庫内の蔵書は、申し出により係の許可によって閲覧することができる。

5 利用心得

(1) 資料の扱いについて

ア 資料を大切に扱うこと。汚損・紛失した場合は速やかに届け出ること。

イ 閲覧した資料は元の位置に戻すこと。

ウ 貸出利用中の資料を又貸ししないこと。

(2) 閲覧室利用について

ア 誰もが快適に閲覧できるように整理整頓や静粛に努め、迷惑とならないよう心掛けること。

イ 学習用タブレット等許可された個人端末を持ち込むことができる。ただし、音声を利用する場合は、イヤホン等を利用すること。

ウ 図書館内での飲食は禁止とする。ただし、水分補給のためにペットボトルや水筒等蓋付きの飲料の持ち込みを認める。

(3) その他

ア 係の指示に従うこと。

6 視聴覚関係の利用について

(1) 視聴覚室並びに視聴覚機器を利用する場合は、事前に係に申し出ること。

附則

1 この規程は、令和6（2024）年4月1日から改訂施行する。